

## 指導員の仕事とは

— 子どもたちがすこやかに育つ学童保育のために —

学童保育は子どもの権利条約の視点で、子どもの発達する権利を保障する事業です。その学童保育を継続的・安定的に運営し、子どもに直接関わる指導員は放課後児童支援員という資格を有した専門職です。

指導員の仕事は、子どもと向き合う時間だけではなく、そのための準備や学び、関係機関や職員間での情報共有が非常に重要です。このパンフレットで紹介した「放課後児童クラブ運営指針」に基づく仕事内容は代表的なものです。子どもや家庭の数だけ事例があり、生活や行事・活動ごとに計画や振り返りがあり、毎日の生活の中に多くの出来事があります。その一つひとつに真摯に向き合い、子どもの発達に関わることに働きがいを感じながら指導員も育ちます。そのためには、指導員が、安定して継続的に働き続けることが大切です。

指導員が経験を蓄積して専門性を高めるためには、

- ① 仕事内容が十分に行える勤務時間が保障されること
- ② 専門性を向上するための研修
- ③ 子どもが安全・安心してすごせる安定的な学童保育を継続できる指導員体制

が必要です。このことは、子どもたちが、必要なときにいつでも相談できる大人がそばにいて、適切にこたえてくれる安心につながります。

現在、指導員をとりまく状況は、短時間の勤務や処遇の低さから新規採用者が集まらないこと、経済的な問題で働き続けられないことによる指導員不足が深刻な問題となっています。思うように働けないことに直面し、自信や働きがいを喪失している指導員も少なくありません。

私たちは子どもたちが安全・安心ですこやかに育ちあう学童保育が、安定的・継続的に発展できるよう、指導員の「正規・常勤・複数配置」の実現を求めます。

大阪学童保育連絡協議会

542-0012 大阪市中央区谷町7丁目2-2-202

Tel.06-6763-4381 Fax.06-6763-3593

発行日 2022年6月20日



学童保育には  
正規・常勤指導員の  
複数配置を

（指導員の正規・常勤、複数配置を）

# 指導員の仕事は正規・常勤で！！

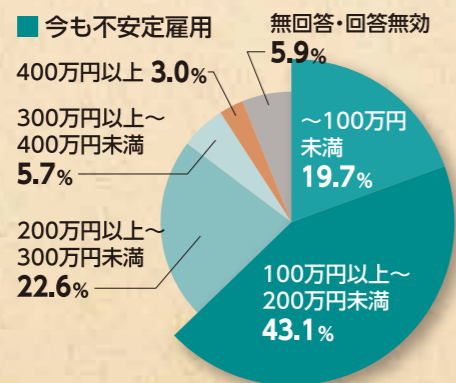


## 子どもの豊かな生活をつくる指導員

学童保育は子どもたちが「主人公になれる生活の場」として、子どもの権利条約の精神に貫かれ、子どもが主体となる内容が追及されてきました。何よりも豊かな「子ども期」を保障するために不可欠な「遊び」と「仲間」を軸に活動が取り組まれています。保護者にとっても、わが子がいきいきと楽しく通うことができる学童保育があるからこそ、安心して働き続けることができます。

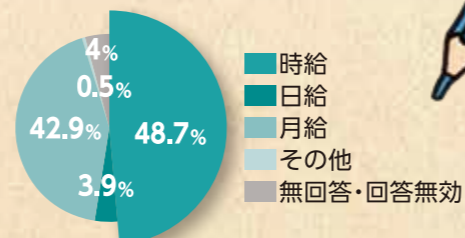
2020年、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、私たちの生活や社会へ深刻な影響を広げました。学童保育は「子どもたちの命と育ちの保障」「保護者の就労保障」の立場から、感染対策を講じつつ「社会の機能」と「経済活動」を支える社会的役割として注目され、同時に学童保育で働く指導員の仕事への重要性が大きく求められています。しかし、指導員の労働実態は、今も厳しい状況が続いています。

### 役割は大きいけれど… 6割超はワーキングプア

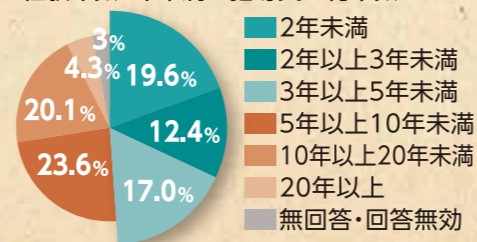


指導員の6割超は、年収200万円未満のワーキングプアです。全産業の正規労働者の平均年収は、約463万円です。

### ■ 時給が約半数、月給は4割



### ■ 経験年数5年未満の指導員が約半数



すべての職員が経験年数3年以上の職場は約3割。子どもとの安定的、継続的な関わりが重要な指導員は、長期的・安定的雇用が求められています。

全国学童保育連絡協議会「学童保育情報2021-2022」より

## 子どもにとって

家庭の都合で学童保育に行かなければならないと思いつつ学童保育に来る子どもたち。行きたいと思える場所になるよう、生活内容を子どもたちと相談して考え、行事や活動を企画して実現します。子どもと一緒に遊んだり、新しい遊びを提案したり、楽しく遊ぶための準備も大切な仕事です。けんかや困った時に相談によって一緒に解決し、毎日の生活が安心して過ごせるようにどんな事も共有してくれる、子どもにとって指導員はそんな頼もしい存在です。子どもが「うれしい時、楽しい時、おもしろい時、困った時、イライラする時、悲しい時、さびしい時、腹が立つ時、しんどい時、みんなと過ごしたい時、静かに過ごしたい時」——多様な感情をもつ異年齢の子どもたちが、ともに過ごしやすい環境を整えることも、指導員の大切な仕事です。

## 保護者にとって

保護者が安心して働き続ける環境をつくることは子どもが安心して学童保育で過ごすことにもつながります。また、子育ての悩みがあればともに考え、孤立した子育てにならないよう保護者同士のつながりをつくることは指導員の役割です。

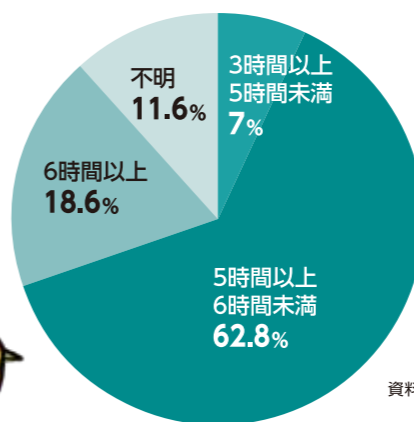
## 指導員のしごと

## 関係機関とともに

学童保育を地域や関係機関に知らせ、子どもや保護者が必要とする支援ができるよう学校や様々な関係機関と連携することが求められます。

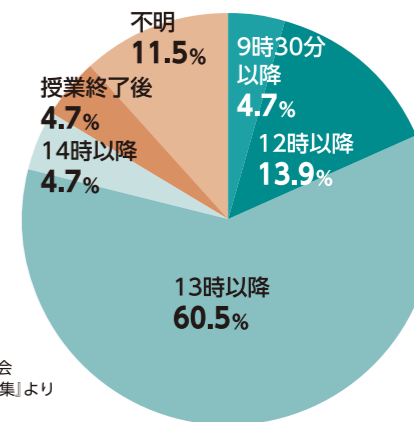
## 大阪府内(43市町村)に見る指導員の勤務実態

### ■ 平日の勤務時間



6時間以上勤務の指導員を配置している自治体は2割にとどまっています。

### ■ 平日の出勤時間



7割近くの市町村は、指導員の出勤時間は13時以降です。

## 指導員不足のしわよせが子どもに

学童保育の入所希望が増加する中、多くの自治体で待機児童や大規模化が生じています。施設不足と指導員不足が要因です。とりわけ慢性的な指導員不足は深刻です。



子どもが帰ってくるまでも、帰ったあとも

# もつと知ってほしい指導員の仕事



指導員の仕事は、「子どもといる間」だけではありません。子どもが安心して過ごせる生活の場にふさわしい環境を整え、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活(活動)が可能となるようにしていくためにも、「子どもが帰ってくるまで」そして「子どもが帰ったあとも」指導員の大切な仕事です。

しかし、多くの自治体では、保育に必要な事前の時間が、指導員の勤務として保障されていません。時間外の仕事として指導員の自主的な努力で行われている、というのが実態です。

## 午前中の仕事

正規・常勤職員の指導員は、全員がそろそろ前に出勤し、当日の職員体制や施設等の子どもが安心して過ごせる生活環境を整えます。子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活(活動)が可能となる様に計画を立てます。施設点検、保育や事業に関する記録、教材準備、事例検討、研修、役所や他機関との調整、おやつ注文、学校との打ち合わせ等多岐にわたります。

### 「放課後児童クラブ運営指針」が求めている勤務時間

「放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受け入れ準備や打ち合わせ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる」(運営指針第4章)。

## 求められる指導員の1日の仕事



## 保育の前にしっかりと職員で情報共有

子どもが安心して過ごせる生活の場を保障するため、毎日の打ち合わせは欠かせません。

前日の子どもの様子や言動を共有し、指導員の働きかけた内容や意図についても振り返り、子どもが発達に応じた適切な援助が受けられているかを確認します。

ヒヤリハットを報告、共有し子どもの命と安全を守るための環境を整備するとともに子ども

自身で危険を察知回避していくために必要な話し合いや生活に必要な話し合いの進め方なども検討します。毎日のおやつについても担当を決めて入念に確認し、アレルギーの子どもへの誤配や事故の防止に努めます。

打ち合わせでこうした保育に必要な準備や役割分担を確認し、指導員同士の連携を図ることで、子どもたちの発達や活動に合わせた保育をスムーズに行うことができます。

## 帰ってきた時の雰囲気でも子どもの様子を把握

子どもたちは「おはよう！」と家から来た時、「ただいま～」と学校から帰って来た時にどんな気分でも自分のことを受け入れてくれる、と期待して学童保育に来ます。指導員はそんな子どもの期待に応えられるようホッとできたり、リラックスして開放的な気分になれるよう子どもたちを迎えます。

## 子どもの育ちに責任をもって対応

子どもの出欠席については、あらかじめ保護者からの連絡を確認しておきます。子どもの遊びや生活の様子は日常的に連絡帳やおたより、お迎えの際に保護者に伝えます。気になるできごとやトラブル、ケガなどがあった場合は、お迎えの際や電話などで直接伝えます。必要に応じて学校とも情報共有し連携します。その他、ケア会議などへの出席、放課後子供教室との連携も行います。

遊びや生活を保障するため、学校校庭、体育館、空き教室や公共施設の利用ができるよう日常的に学校やその他の施設と連携を図ります。

## 記録の種類

- 業務日誌(1日の予定、おやつ、とりくみ等の記録)
- 保育記録(子どもの様子、支援を要する子の記録)
- 計画書(年間計画、月案、週案、行事、避難訓練等)
- 会議のレジメと議事録
- 報告書(ケガ、月間、運営等)
- 連絡帳、おたより、懇談会資料等

## 東京都文京区の指導員は

東京文京区の公設公営学童保育では、指導員は区の正規職員です。1支援単位に2名の正規職員が配置され、児童館併設ではなく単独学童では2022年4月から3名の正規職員が配置されています。

責任と見通しをもって学童保育の生活をつくる

# 指導員として大切にしたいこと



2015年に省令基準が施行され、学童保育の保育内容は放課後児童クラブ運営指針(以下、運営指針)に示されました。運営指針では、子どもの権利条約に基づいた保育内容が全国の指針として記されました。指導員は学童保育を運営する専門家として放課後児童支援員資格を有する者が配置されることになりました。運営指針では、学童保育を運営する視点がテーマによって示されています。指導員に求められる専門家としての視点の基本的な内容を紹介します。

## 子どもたちが安心して安定した生活が送れるように

学童保育では、子どもたちにゆったりとした時間・自由な時間を保障し、仲間とともに遊ぶ時間の保障を大切にしています。また、安心して過ごせる環境、快適な日々の生活づくりが求められてきました。異年齢で育ちあう学童保育では、指導員は一人ひとりの子どもの発達の特徴を理解し育成支援していきます。

運営指針では、学童期における子どもたちに「ものや人に対する興味の広がり」「学校や地域など環境の広がり」「集団や仲間と活動する機会の広がり」の育ちあいをめざしています。

放課後児童クラブ運営指針

ココをクリック

### 運営指針が示す子どもの発達過程

**【低学年(おおむね6歳~8歳)】**  
幼児的な発達の特徴も残しつつ、大人に見もまれるもついで、努力し、課題を達成し、自信を深めていく。

**【中学年(おおむね9歳~10歳)】**  
遊びに必要な身体的技能が高まり、同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。

**【高学年(おおむね11歳~12歳)】**  
大人から一層自立的になり、少人数の仲間と「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にようになる。

「運営指針」第2章より一部抜粋

## 子どもの思いを理解する

学童保育は、年齢や発達状況の異なる多様な子どもたちが放課後を共に過ごす場です。

指導員はそれぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えて、適切にかかわることで子どもが安心して過ごせる遊びや生活をつくっていくことが求められます。

子どもたちが発達段階に応じた主体的な遊びや生活を送ることができるように、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの声に耳を傾け、気持ちや体調を把握することが必要です。そのためには、保護者・関係機関との協力、研修への積極的な参加も必要な仕事となります。

### 子どもの権利条約「4つの柱」

- 生きる権利 ● 守られる権利 ● 育つ権利
- 参加する権利

※運営指針は、学童保育が子どもの権利条約の理念に基づき推進することを示しています。

国連子どもの権利条約  
ユニセフのHPより

ココをクリック

## 障害のある子どもとともに

集団の生活の中で必要な配慮ができるよう、入所前に施設を見学したり、職員にヒアリングして学童保育での準備を整えます。親子面談を通して個人の発達の段階や症例についての知識も深め、集団の中での生活をイメージして迎えます。

学童保育の生活で個別の保育計画を考え、専門家の助言をもらいながら仲間とともに育つ機会を保障しています。学童保育は、地域の子どもの大切な関わりの場所です。仲間の理解を深めお互いに育ちあえるよう事例検討や保育実践の検討を積み重ねています。

保護者の支援として、学童保育での生活内容を伝え個別の保育計画を共有します。いつでも相談できる環境を整え、ともに子育てできるように考える機会を大切にします。関係機関とも連携を図り、子どもの発達を保障する視点で最善の対応を検討します。





### 学童保育での食事やおやつ

学童保育では、1日過ごす日の昼食や毎日のおやつ等、「食べること」は必要不可欠な時間です。生活の場である学童保育では、食事やおやつの準備や片づけを経験できるように計画を立てます。食中毒や感染症に配慮し、子どもの身体づくりの視点で栄養やカロリーを考え献立を立てます。「食」への関心を育てるために旬のものを取り入れ、調理する経験をしたり様々な工夫が求められます。運営指針でおやつは補食として位置づけられ、農林水産省でも小学生に夕食までの必要な間食として200kcalの取得を推奨しています。

また、1日の生活の中でほっこりできる時間として、楽しい時間になるような視点で計画をたて、予算の範囲で運営出来るよう準備しています。

### 様々な関係機関とつながって

子どもの生活の連続性を保障するために、あらゆる関係機関と連携する必要があります。

学校・行政との連携については日常的、定期的な情報交換や情報共有を行い、交流などの機会を設けます。気になる様子が見られる子どもについては、保護者も子育てに悩んでいないかなどを配慮し、必要があれば関係機関(子ども家庭センター、発達外来など)と連絡を取り合います。

新入生に関しては保育所・幼稚園と連携し、情報共有を図ります。特に配慮の必要な児童に関しては聞き取りや見学などを行います。

指導員は、いちばん身近で子どもと保護者を見ている子育て支援の専門家として、各関係機関と対等な協力関係を築くには非正規ではなく、社会的に認められた正規職員でなければなりません。

### 子どもの安全を守るために

指導員は、窒息や食物アレルギー等おやつ時に発生する事故などを防止するため応急対応を学び、事故やケガの防止に向けた対策やマニュアルを作成し訓練を行っています。地震や火事、不審者等予期せぬ災害や非常時などにも迅速に対応できるように定期的に訓練を行っています。

保育中は、常に子どもたちの行動を把握し事故を未然に防げるよう備えています。また、子どもたちが自分自身で身を守れるように指導します。

子どもの帰宅路の確認、不審者の情報共有など安全確保に努めています。コロナ禍では、感染症対策を講じ、子どもの安全を確保しながら、保健所と連携を図り学童保育を運営してきました。

このように命に関わる仕事の現場には、施設責任者として正規の常勤職員が必要だと考えます。



### 保護者や保護者会とともに

子どもを軸にした保護者との連携はとても重要です。連携を通じて子どもを支援し、保護者を支援します。お迎えの時や懇談会(個人・学年別など)、おたより・連絡帳などで学童保育での子どもの様子を伝えます。ケガやトラブルはもちろん、普段の様子などでもいねいに伝えていきます。子どもとの信頼関係や保護者支援の観点から「どのように、何を伝えていくの

か」を指導員集団で相談し対応していきます。

学童保育にとって保護者会の活動は欠かせません。保護者会活動は保育内容の向上につながります。保護者会活動によって保護者同士のつながりが生まれ、子どもたち同士のさらに豊かなつながりも育てています。指導員は保護者会と連携して、保護者が互いに協力し合って子育てへの責任を果たしていけるよう支援していきます。

### 運営にかかわる仕事

#### 1. 子どもの健康・安全・衛生に関する職務

- ① 出欠確認…出席簿による出欠、早退、遅刻の確認。帰宅経路、帰宅時間の把握。
- ② 健康管理…日常の健康状態の把握。アレルギー・持病等の把握。
- ③ 安全管理…遊びと生活の場としての設備・備品の点検。危険場所の把握。非常時(災害・不審者)の対策。
- ④ 食品管理…おやつの購入、衛生的な保管、栄養面、アレルギーへの配慮。非常食の準備・管理。

#### 2. 保護者との連携に関する職務

- ① 保護者との協力…子どもの様子を連絡帳・おたより・懇談会などで伝える。
- ② 保護者への支援…子育てについての悩みなどの相談に的確に対応する能力。

#### 3. 学校・地域・関係機関・団体との連携

- ① 学校との連携…学校と学童保育との双方向での情報共有の仕組みをつくる。
- ② 関係機関との連携…子どもが生活する地域で協力が得られるように情報の伝達。

これだけの仕事  
やっぱり正規・常勤、複数配置が必要です



# 資質向上研修



## 研修の意義・事例

放課後児童支援員の資格研修の受講資格は、保育士や教員、社会福祉士等の免許を持つ者や学童保育現場での2年間(2000時間以上)の経験年数、大学で特定の課程を修めた者など、多様な者となっています。各分野で学んできた者同士が1つのチームとして保育にあたっていく上で、各自の自己研鑽だけでなく、チームとして共通認識を高めていく必要があります。個々がバラバラの対応をすることでは、子どもや保護者に大きな影響を与えます。主任指導員だけでなく、すべての指導員が研修保障されることでより高い保育水準をつくることができます。

## 国の示した研修

国は、放課後児童クラブ運営指針の第7章3-(2)で、運営主体に職場内・外問わず研修機会の確保と参加の保障を求めています。また、職員が自発的、継続的に研修参加できるよう、研修受講計画を策定・管理し環境を整えること、自己研鑽、自己啓発への時間的、経済的支援や情報提供を求めています。指導員自身に関しても研修を通じて必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めるよう求めています。

財政的にも、研修関連として「放課後児童支援員認定資格研修」「放課後児童支援員等資質向上研修」を予算化しています。

### 研修を考える際に

- 経験年数別(中堅・責任者/施設管理者)
- 集団別(初任者・支援の単位内・複数クラブごと)
- 新任指導員については離職率の観点からも複数年で育成していくことが大事です。
- 責任者、リーダー職などの指導員にもマネジメントやメンタルヘルスなどの研修が必要です。

## 指導員の資格制度と研修

これまで自治体ごとで独自に策定する条例等だった指導員の基準が、2015年に厚労省令第63号が発せられたことに合わせて、国の認めた専門資格として放課後児童支援員資格(16科目24時間の研修修了)ができ、また各自治体で設置・運営に関する条例も策定されました。しかしながら、各自治体では有資格者の不足が大きな問題であるため、安定的に資格者を排出できるよう大学等における養成機関の設置、国家資格化が急がれています。

放課後児童支援員認定資格  
研修一覧 大阪府HPより

ココをクリック

# 常勤・複数配置の根拠と財源

## 処遇改善のための事業を活用する

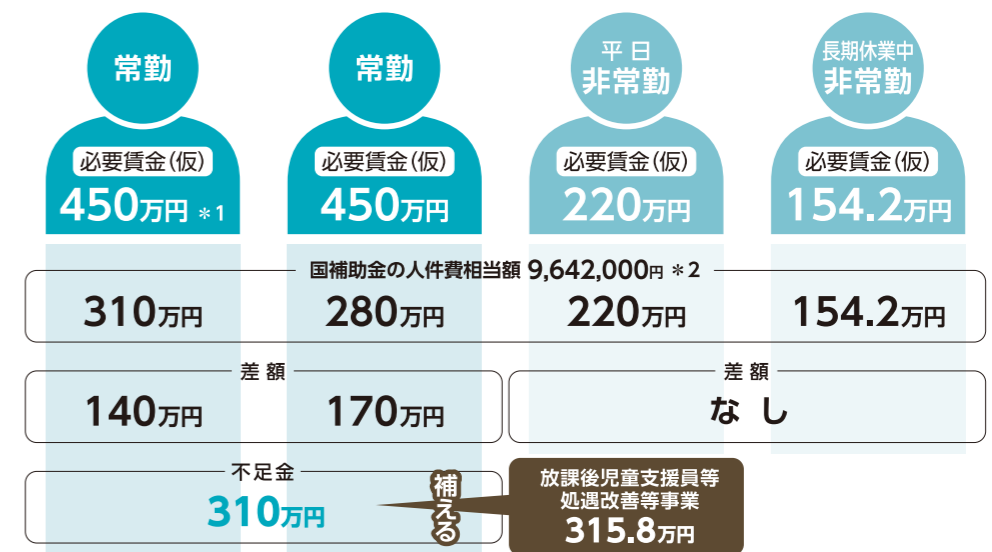
厚生労働省が作成した、「全国的な標準使用とした放課後児童クラブ運営指針」、4章1(職員体制)で「2人以上の放課後児童支援員を置かなければいけない」と求められています。

国は、2名以上配置のために予算の大幅な引き上げを行い、さらに2017年度予算では、それまで「日額単価(最低賃金)」で算定されてきた職員3名(1人当たり年額約181万円)の

うち1名を福祉職俸給表に基づく月額単価による算出方法に変更しました(年額310万円/250日開所)。

また、2015年度から、人件費に特化して「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を予算化し、常勤指導員を配置する場合として、290.4万円(2021年度315.8万円)予算化しています。こうした事業を活用すれば、常勤職員2名を配置することは財政的にも可能です。

### 放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業費算定の例



\*1 人件費算定額には、基本給・交通費、各種手当、社会保険等(事業主負担分)、他が含まれます。政府は、2015年度からの子ども子育て支援新制度本格実施に向けた「第8回基本制度ワーキングチーム(政府提出資料)」の中で、常勤配置にあたり人件費を「450万円」と想定しています。(全産業の平均年収463万円)

\*2 算定条件  
児童数20人以上  
年間280日開設  
平日 13:00~19:00  
休校日 8:00~19:00  
現在 非常勤4名体制  
処遇改善等事業予算額(2021年度)

### ただし活用は全国で2割

全国の学童保育の中で、処遇改善等事業の活用が増えない理由として、「子どもがいる時間だけの勤務でよい」など、学童保育指導員の専門性や事業の役割への理解が十分に進まないことがあります。

学童保育指導員の仕事は午前中からの勤務、常勤・複数配置が必要なものです。現在、各市町村が「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用できない理由は、理解の広がり克服可能です。



# 常勤・複数体制の必要性

大阪大谷大学 長瀬 美子

現在、指導員の仕事の重要性や社会的役割に比して、雇用形態・体制、処遇は十分なものとは言えない状態です。ここでは、指導員の仕事の重要性や社会的役割から考えて、なぜ常勤・複数体制が必要なのかについて述べていきたいと思ひます。

## 1. 健全育成という社会的役割と必要とされる専門性の視点から

第一に、指導員の社会的使命と専門性の視点から常勤・複数体制が不可欠だと言えます。指導員の仕事は「放課後児童クラブ運営指針」に示されている通り、児童の健全な育成を図ることです。適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することが求められる大きな社会的に意義をもつ仕事です。

児童の健全な育成のためには、高い専門性が必要です。「児童の健全な育成」という目的、発達途上の児童を育成対象としていることから、①児童期に対する発達理解、②児童期にふさわしい遊びと生活に対する理解と実践力、③新型コロナウイルス感染症への対応・対策も含めての健康安全に対する知識、④保護者や関係機関との連携など、幅広い専門性が求められています。

上記のいずれの内容も、知識と経験、指導員間の連携などを必要とするものであり、短期間では形成できないものです。だからこそ、専門性の確立には、個人の努力や経験の積み重ねに加えて、「学習」

が不可欠です。具体的には、社会的ニーズ、子どもや家庭の状況、個々の課題意識やキャリアに合致した研修の保障が必要です。経験や課題に合った研修機会を保障し、一人ひとりの専門性を向上させるためには、長期的・継続的な視点と代替職員の確保が不可欠であるため、常勤・複数体制が必要なのです。

## 2. 多様な課題をもつ子ども・家庭への対応の必要から

第二の理由としては、多様化する子ども・家庭状況に対して、個別への継続的できめ細やかな対応が求められているからです。学童保育を利用する子ども・家庭の状況が非常に多様化していることはご存知の通りです。6年生までの利用になり、対象年齢が広がったことで、発達の幅だけでなく、かかえる課題もいっそう幅広くなったと言えます。それに加えて、近年、配慮を必要とする児童が増加・多様化している状況があり、障がい、児童虐待、外国にルーツをもつ子どもなどに対する理解と対応がこれまで以上に求められるようになってきています。

加えて、長期化するコロナ禍の中で、家庭・家族の状況も多様化・深刻化しています。指導員には、多様な課題をもつ子ども・家庭への対応が不可欠になっています。

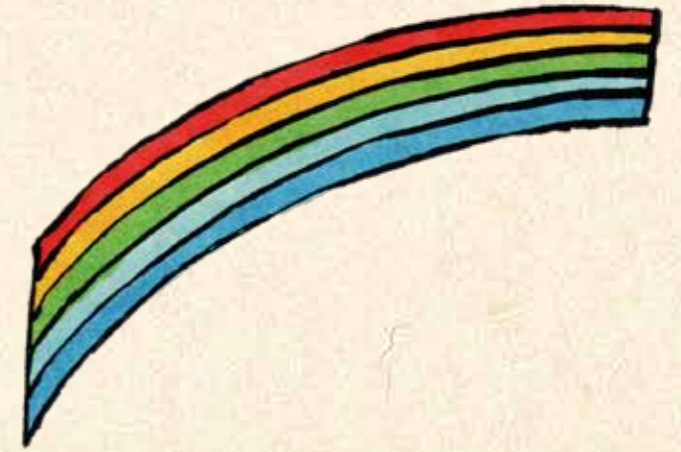
現在の雇用・勤務体制、限られた人数・勤務時間の中では、現場には一人ひとりや家庭に合った対応を行う余裕がありません。そのことが、子どもの不安や落ち着かなさ、保護者の心配や不信感につながる危険性も生まれています。常勤・複数体制を確立することで、個別への継続的できめ細やかな対応が可能になり、一人でかかえ込むことなく、複数で課題に対応することができるのです。

## 3. 安定的な保育体制の確保の視点から

第三に、常勤・複数体制を確立することで、安定的な保育体制が確保できるからです。現在、指導員不足と短期での退職・採用のくりかえしが問題になっています。それには処遇の不十分さ、体制整備の遅れが深くかかわっています。逆に言えば、処遇を改善し、体制整備を進めることが常態化している指導員不足の解決につながると思われます。

このことは、指導員の働きやすさ・働きがいにつながるだけではありません。一定期間継続的に勤務できる状態になれば、安定した保育体制が確保できるので、子どもの健全育成、継続的できめ細やかな対応、保護者の就労・生活保障、関係機関との密な連携につながります。つまり、継続的に勤務できるからこそ、社会的使命と必要な業務を遂行できるのです。

以上の3つの視点から、各学童での指導員の常勤・複数体制の整備が急務であり、早期の実現が望まれます。



働きながらの子育てを支える指導員



専門職としてふさわしい身分を

元大阪府ケースワーカー 可児 伸一

学童保育は、子どもたちの放課後の生活、健やかな成長と発達、安心できる居場所を保障する役割と同時に、困難を抱える家庭が増えている中で、子育て支援・家庭支援の役割も担っています。子どもたちの行動面や情緒面での変化への気づき、その背景にある親の生きづらさや家庭の問題に対する共感と理解、その上で親に寄り添った支援が求められています。

そのためには、専門的知識や技能、包括的福祉観を備えた指導員が、継続的・安定的に子と親に関わることが求められます。コロナ禍においても、原則開所・開室とされている学童保育は極めて公的な事業でありながら、府下の学童保育の現場では、指導員が圧倒的に非正規労働者で占められており、不安定な身分、劣悪な処遇下に置かれています。社会的役割にふさわしい身分保障と処遇こそ、子どもたちの安全で健やかな成長と発達を保障するものです。

正規・常勤、複数体制が実現！

埼玉県川越市指導員 菊地 妙子

埼玉県川越市は市内32カ所の学童保育が公設公営で運営されています。2019年度から各学童保育に“正規職員(リーダー)”を配置\*。また支援の単位ごとに1~2名の常勤配置も実現しました(会計年度任用職員フルタイム)。それまでは「子どもがいる間、見ているだけでいい仕事」と思われることもありましたので、行政や保護者等関係者すべてに“放課後児童クラブ運営指針解説書”や通常時や災害時の業務実態を示し、学童保育の役割や指導員の仕事を「見える化」。正規職員配置、常勤複数体制が必要との理解が広がりました。

職員体制が強化され、正規職員\*のリーダーを中心に、危機管理の意識が高まり、日々の振り返りや学校との連携をとおして、「子どもの気持ちを理解すること」「子どもにとって大切なこと」「いま私たちにできることはなにか」などの理解を深め、「子どもの最善の利益」の実現に向けた話がたくさんできるようになりました。

なにより、子どもや保護者のことを理解しようと努力する時間が増えたことで、指導員同士のまとまりを強く感じています。

\*正規職員の欠員が生じているため、臨時的任用職員で補充

信頼できる専門家です

堺市保護者OB 松谷 有紀

子どもたち3人が学童保育でお世話になりました。学童期の子どもたちにとって、親以外の大人たちとの関わりは、成長していく上でとても大切だと思います。時には親や学校の先生に言えないことも、指導員の先生には何故か話せる…そういったこともありました。きっと、日々の関わりを通して信頼関係が築けてい

たのだと思います。そのおかげで私自身も安心して仕事に励むことができました。指導員の先生方が働きやすいと感じられる職場でなければ、子どもたちとの信頼関係も築くことができません。

これからも子どもたちの成長の土台を私たち保護者と共につくる「専門職」として、制度が改善されることを望みます。

ようこそ指導員へ

日ごろ見る指導員の姿は？

子どもたちと放課後生活を過ごす姿、みんなの前でユーモアを交えて話す姿、なかまの一員になって遊ぶ姿、時に注意する姿、宿題に寄り添う姿、落ち込む子を励ます姿、ケンカの仲直りに入る姿、けがの手当てをする姿、一人ひとりを大切にする姿。

指導員が見せるいろいろな姿の裏には、しっかりとした活動の準備と安全な保育環境づくり、様々な姿を見せる子どもたちを受け止めるための深い学びの時間があります。

誰もが最初は新人指導員。先輩のように中々できないかもしれない。でも、そんな先輩たちも最初は新人さん。日々、子どもと真摯に向き合う中で、悩み、落ち込み、後悔したり、自信を無くすこともあったはず。

この仕事は、まだまだ不十分かもしれない。でもステキな出会いが待っている。子どもの成長を一番近くで見られること。振り返りの中で自分の保育を見つけられること。子どもたちに指導員として求められること。その実感がすごく嬉しい。

あなたも指導員になりませんか？

